

静 情 審 第 49 号
平成 18 年 10 月 30 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 18 年 6 月 28 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

有料老人ホーム設置事前協議書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第 148 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が非開示とした部分のうち次の部分は開示すべきである。

- (1) 役員履歴書のうち生年月日、学歴、職歴及び資格を記載した部分の項目名
- (2) 財務諸表及び系列関係法人の存否

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 17 年 12 月 13 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、特定の有限会社が〇〇市に建設を予定しているグループホーム及び有料老人ホームについて、設置予定者から知事に提出された有料老人ホーム設置事前協議書の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、特定の有限会社が平成 17 年 9 月 30 日付けで知事あてに提出した「有料老人ホーム設置事前協議書」(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 本件公文書には第三者である特定の有限会社に関する情報が記録されているため、実施機関は、平成 15 年 12 月 26 日、特定の有限会社に対し意見照会を行うとともに、異議申立人に対し開示決定等の期間の延長を通知した。
- (4) 平成 18 年 1 月 13 日、実施機関は、特定の有限会社から本件公文書の一部分の開示について異議がある旨の意見書を受け付けた。
- (5) 平成 18 年 1 月 26 日、実施機関は、本件公文書のうち 5 (2) に掲げる部分は条例第 7 条第 2 号又は第 3 号に該当するとの理由で非開示とし、その余は開示とする旨の部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (6) 平成 18 年 2 月 28 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち条例第 7 条第 2 号に該当するとして非開示とした部分の項目名並びに条例第 7 条第 3 号に該当するとして非開示とした部分のうち財務諸表及び系列関係法人の存否、土地賃貸借契約における地代等・権利金等の金額及び特約条項並びに事業収支予算計画書にかかる部分を取消し、開示を求めるというものである。異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 次の理由から、個人情報には該当しない。
 - ア 個人情報に該当するとして非開示とした部分の項目名を開示しても、氏名、生年月日、年齢等を開示することによる特定の個人の識別がなされることはない。

イ 建設予定地周辺の住民の生命、安全、健康、生活又は財産権が侵害されるおそれがある。

(2) 次の理由から、事業活動情報には該当しない。

ア 住民は事業計画について知る権利があり、事業者には住民への説明責任がある。また、事業の公正円滑な執行に支障が生ずるおそれを認めるに足りる相当の理由はない。

イ 事業者の事業収支計画に問題がある。

ウ 建設予定地周辺の住民が建設に反対している。

エ 事業計画が当初の計画から変更されている。また、事業者である有限会社に問題がある。

オ 建設計画に問題点がある。また、計画推進の手続き上の問題もある。

カ ○○市土地利用対策委員会の付した条件について履行したのか住民への説明がない。

キ 建設予定地の面積を少なく見せかけて承認を得ている。

ク 隣接の道路が袋小路であること等から交通の危険が予想される。

ケ 汚物やごみ等の処理の仕方等が不明である。

コ 建設工事により河川の護岸が弱くなり、集中豪雨による被害の可能性が生じる。

サ 施設建設に伴う○○市の介護保険料の負担が約1億円と想定される。

シ 介護保険を主要な収益源とする施設に関する情報は、住民に最大限公開されるべきである。

ス 介護保険に係る不正防止のために、情報公開と地域住民の施設への支援とチェックが必要である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人情報に該当する部分については、開示により特定の者を明示することになる。
- (2) 土地賃貸借契約書中、「地代等・権利金等」に示されている金額と「特約事項」については、私人間の契約であることから非開示とする。
- (3) 事業者の収支計画及び資金計画等については、法人の事業活動に関する指標であり、公開により当該法人の健全な事業活動にとり阻害要因となる。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件公文書の性質及び内容について

ア 性質

有料老人ホームを設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、規定の事項を届け出なければならない(老人福祉法第29条第1項)。

設置予定者は、届出前に知事と事前協議をしなければならない(静岡県有料老人ホーム設置運営指導要綱(以下「要綱」という。)第4条)。事前協議に当たっては、設置予定者は、規定の書面を添付した有料老人ホーム設置事前協議書を知事に提出しなければならない(要綱第5条第1項)。

知事は、事前協議の結果、設置計画の内容が要綱及び有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知別添)等に適合していると認めた場合には、設置予定者に対して事前協議を終了する旨の通知を行う(要綱第5条第3項)。

本件公文書は、設置予定者である特定の有限会社が要綱第5条第1項に基づき知事に提出した有料老人ホーム設置事前協議書である。

イ 内容

本件公文書は、要綱様式第1号及び要綱第5条第1項に規定する添付書面から構成されている。添付書面のうち異議申立てに係るものは次のとおりである。

(7) 役員履歴書

設置予定者である有限会社の役員の履歴を記載した書面。

(4) 財務諸表及び系列関係法人の存否

設置予定者である有限会社の財務諸表及び系列関係法人の存否について記載した書面。

(7) 土地賃貸借契約書

設置予定者である有限会社と土地所有者の間で有料老人ホームを設置する土地を賃貸借する目的で契約を締結するために作成した書面。有料老人ホーム設置事前協議書提出の時点では契約は締結されていないため、契約書の案である。

(エ) 事業収支予算計画書

事業の収入及び支出の計画が勘定科目ごと事業年度ごとに表の形で記された書面。

(2) 異議申立てに係る非開示部分について

本件公文書の非開示部分のうち異議申立てに係る部分は、以下のとおりである。

ア 条例第7条第2号を根拠として非開示とされた部分

役員履歴書のうち生年月日、学歴、職歴及び資格を記載した部分の項目名

なお、趣意書、役員名簿、配置図、実測図、床面積求積図、非常用発電機結線図、非常用発電機姿図、自家発電設備出力計算書、1階電気・消防設備図、2階電気・消防設備図、1階平面図、2階平面図及び矩形図についても、条例第7条第2号を根拠として非開示とされた部分があるが、これらの書面には項目名は記載されていないので、異議申立ての対象になっていない。

また、法人定款についても、条例第7条第2号を根拠として非開示とされた部分があるが、その部分の項目名は開示されているので、異議申立ての対象になっていない。

イ 条例第7条第3号を根拠として非開示とされた部分

(7) 財務諸表及び系列関係法人の存否

(イ) 土地賃貸借契約書の地代等・権利金等欄に記載された地代等及び権利金等並びに第9条特約事項

(ウ) 事業収支予算計画書

(3) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

実施機関が非開示とした役員履歴書のうち生年月日、学歴、職歴、資格を記載した部分の項目名には、特定の個人に関する情報は含まれていない。したがって、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののいずれにも該当しない。

以上により、役員履歴書のうち生年月日、学歴、職歴、資格を記載した部分の項目名は、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

(4) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」で「公にすることにより、当該法人等（中略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を除き非開示情報として規定している。

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書は、公益性確保の観点から公にすることが必要であると認められる場合を除き、非開示とすることを定めたものである。

以下、実施機関が非開示とした部分が、条例第7条第3号の非開示情報に該当するか検討する。

ア 財務諸表及び系列関係法人の存否

財務諸表及び系列関係法人の存否の情報は、法人である設置予定者に関する情報であるので、「法人等に関する情報」である。

そこで、財務諸表及び系列関係法人の存否の情報が「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するかについて検討する。

要綱第5条第1項第2号は、有料老人ホーム設置事前協議書の添付書面として「ア 法人の概要 イ 事業概要 ウ 役員名簿 エ 役員履歴書 オ 法人定款 カ 商業登記簿謄本 キ 主な出資者（株主名簿、出資比率等）ク 過去3年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）及び事業実績」を規定している。また、「設置予定者に系列関係（親会社、子会社）がある場合は、系列関係法人についても同様の書面を添付すること。」と規定している。

ところで、本件公文書の2枚目には「目次」という見出しの表があり、本件公文書に添付された書面が表示されている。この「目次」は、実施機関によりページの全体が開示されているが、それを見れば、本件公文書に財務諸表及び系列関係法人に係る書面は添付されていないことは容易に知ることができる。また、すでに開示された本件公文書全体を見れば、本件公文書に財務諸表及び系列関係法人に係る書面が添付されていないことは明らかである。

したがって、財務諸表及び系列関係法人の存否は、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」ではなく、条例第7条第3号の非開示情報に該当しない。

イ 土地賃貸借契約書の地代等・権利金等欄に記載された地代等及び権利金等並びに第9条の特約事項

(7) 地代等及び権利金等

借主が貸主に支払う地代等及び権利金等は、法人である借主に関する情報であるので、「法人等に関する情報」である。

最初に、地代等及び権利金等が「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するかについて検討する。

私人間の土地賃貸借契約により発生する地代等及び権利金等は、契約当事者である借主と貸主との間の自由な交渉により決定されるものである。したがって、周辺地域の相場等からある程度類推することができるとしても、正確な金額については、通常第三者は知りえないものである。

また、有限会社には、貸借対照表及び損益計算書の計算書類の公告の義務はないため、第三者が公告された計算書類を分析することによって、有限会社が支払った地代等及び権利金等を知ることができない。

ところで、法人が土地賃貸借契約に基づき地代等及び権利金等として支払う金額を公にすると、当該法人が土地賃貸借をする場合に支払う金額がわかることになるので、今後、当該法人が土地賃貸借契約をする場合、相手方はあらかじめ当該法人の提示する金額を予測することができ、対等な立場で契約交渉ができなくなるおそれがある。

したがって、地代等及び権利金等は、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

次に、地代等及び権利金等が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかについて検討する。

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる場合とは、法人等の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために、開示することによって法人等の被る不利益を考慮してもなお必要な場合である。

仮に異議申立人が主張するように、道路上の交通の危険、汚物やごみ等の処理問題、河川の護岸の弱体化による集中豪雨時の被害等の危害又は支障の発生の蓋然性が高いとしても、地代等・権利金等の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために、開示することによって法人等の被る不利益を考慮してもなお必要とは言えない。

したがって、地代等及び権利金等は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

以上により、地代等・権利金等は、条例第7条第3号の非開示情報に該当する。

(4) 特約事項

土地賃貸借契約書の第9条の特約事項は、法人である借主に関する情報であるので、「法人等に関する情報」である。

最初に、特約事項が「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するかについて検討する。

私人間の土地賃貸借契約の特約事項は、契約当事者である借主と貸主との間の自由な交渉により決定されるものである。特約事項は、契約当事者以外の者には秘密にすることを前提に作成されたものであり、その内容については、通常第三者は知りえないものである。

特約事項の内容について当審査会で見分したところ、すでに実施機関により開示されている第1条ないし第8条及び第10条が通常土地賃貸借契約に含まれる一般的な条項であるのに対して、特約事項は、本契約に固有の内容を有していた。このような当該契約に固有の内容を有する条項を公にすると、借主と貸主との信頼関係が傷つき、契約当事者である法人が借主の地位を維持できなくなるおそれがある。

したがって、特約事項は、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

次に、特約事項が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかについて検討する。

仮に異議申立人が主張するように、道路上の交通の危険、汚物やごみ等の処理問題、河川の護岸の弱体化による集中豪雨時の被害等の危害又は支障の発生
の蓋然性が高いとしても、特約事項の開示が、その危害若しくは支障を排除し、
拡大を予防し、又は発生を予防するために、開示することによって法人等の被
る不利益を考慮してもなお必要とは言えない。

したがって、特約事項は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、
公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

以上により、特約事項は、条例第7条第3号の非開示情報に該当する。

ウ 事業収支予算計画書

事業収支予算計画書は、法人である設置予定者に関する情報であるので、「法
人等に関する情報」である。

最初に、事業収支予算計画書が「公にすることにより、当該法人等の権利、
競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するかについ
て検討する。

事業収支予算計画書は、それを見ることによって、特定の事業に関する収支
予算計画について知ることができる文書である。また、これを分析することによ
って、法人の事業計画の内容についても推知することができる。

したがって、事業収支予算計画書は、競争関係にある第三者等が入手すれば、
当該法人の事業収支予算計画及び事業計画を踏まえて経営戦略を作成すること
ができることになるなど、当該法人の競争上の地位が害されるおそれがある。

したがって、事業収支予算計画書は、「公にすることにより、当該法人等の
権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

次に、事業収支予算計画書が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するた
め、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかについて検討す
る。

仮に異議申立人が主張するように、道路上の交通の危険、汚物やごみ等の処理
問題、河川の護岸の弱体化による集中豪雨時の被害等の危害又は支障の発生
の蓋然性が高いとしても、事業収支予算計画書の開示が、その危害若しくは支障を
排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために、開示することによって法人
等の被る不利益を考慮してもなお必要とは言えない。

したがって、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすること
が必要であると認められる情報」に該当しない。

以上により、事業収支予算計画書は、条例第7条第3号の非開示情報に該当
する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 18 年 6 月 28 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 7 月 31 日	審議、第一部会へ付託	第 187 回
平成 18 年 8 月 10 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 8 月 28 日	第一部会において審議	第 188 回
平成 18 年 9 月 8 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 9 月 22 日	第一部会において審議	第 189 回
平成 18 年 10 月 30 日	第一部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 190 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 187 回～第 190 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 187 回、第 188 回、 第 190 回
小 野 森 男	弁護士	第 187 回～第 190 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 187 回、第 190 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 187 回、第 190 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 187 回、第 190 回